

農家の皆様へ

米の放射性物質調査を実施します

県は、平成23年産米の安全性を確認するため、米を作付けしている県内全ての市町村において、国・市町村及び生産者団体等と連携し、放射性物質の調査を実施します。

米の出荷自粛をお願いします

農家の皆様には、県が行う市町村ごとの調査結果が出るまで、米の出荷・販売・譲渡及び贈答をしないでください。

市町村ごとに行われる調査の結果、米の安全性が確認できるまで、米の出荷・販売・譲渡及び贈答をしないようお願いします。

出荷自粛が解除されるまで、収穫した米は、昭和25年の旧市町村（ほ場）ごとに区分して保管してください。

出荷自粛の解除は、県が行う調査結果に基づき、実施しますので、御理解・御協力をお願いします。

調査結果は、速やかに県のホームページ上において公表するなど、農家の皆様に対して、速やかにお知らせします。

【米の放射性物質調査に関するお問い合わせ先】

宮城県農産園芸環境課 022-211-2841
各地方振興事務所等（農業(林)振興部、農業改良普及センター）
各市町村、JA

米の放射性物質調査の流れ

予備調査(収穫前実施)

県内32市町村で実施(塩釜市、七ヶ浜町、女川町を除く)

本調査(収穫後実施)

県内34市町村で実施予定(女川町を除く)

200ベクレル/kg
超過

200ベクレル/kg
以下

重点調査区域調査

概ね15haに1点の重点調査を実施

暫定基準値
500ベクレル/kg
超過

暫定基準値
500ベクレル/kg
以下

出荷制限

廃棄処分となります。

出荷自粛解除

出荷・販売・譲渡及び贈答ができます。

【農業者戸別所得補償制度に加入している皆さまへ】

農業者戸別所得補償制度に加入している方で、以下に該当する場合は、交付金を受けるために手続きを行ってください。

農地利用集積円滑化事業により、平成23年4月1日以降、新たに利用権を設定した場合。

(規模拡大加算：2万円/10a、申請期限：平成24年2月末)

集落営農組織を法人化する場合。

(集落営農の法人化支援：定額40万円)

くわしくは、地域協議会(市町村、JA)、県、東北農政局にお問い合わせください。

宮城県・宮城県水田農業推進協議会